

に基きこの運動を奮起せしむることを指示するものである。

一、運動方針

加盟組合は其地方に於ける労働農民党の支部又は支部聯合会を動かしてこれに協力することによりて議院解散の請願運動を起すこと。
但し支部又は支部聯合会が存せざれば地方は支部組織準備委員
會及び公地方労働組合を議院解散乃至地方労働団体協議会又は単独組合
に組織して運動を前值すること。

二、運動方法

- 一、実行機関の組織
 (小) 支部聯合会又は支部組織準備会の存在する地方
 (大) 各地方に於ける労働農民党支部又は支部聯合会を以て請願運動
 執行の組織を以てする事
- 二、同時に支部聯合会又は支部組織準備会以外の各労働団体
 に併してこの支部聯合会の決議を支持し支部聯合会又は支部聯合会への請
 願運動地方実行委員会に積極的協力することを決議せしめ
 直ちに行動に移すこと
- 三、この場合請願運動地方実行委員会は支部又は支部聯合会の一機
 關として請願運動に附する一切の活動実行の機関たるべきものと
 する

一〇、党の組織を有せざる地方

各地方の組合組織又は労働農民党支部が不足するに至る場合は請願運
動実行の決議を以て之を以て支部に代りて支部聯合会を組織し準備会を設置す
ること
これがない場合は各地方は各団体より若干名の委員を選出せしめて請
願運動地方実行委員会を組織し之に附する一切の活動と掌握せし
めること

六、運動の手段

一、支部又は支部聯合会又は支部組織準備会が請願運動の
本部の政策として採用されるものなり決議七項の要求に協力する委員は
と期すること

二、各労働団体地方実行委員会はこの運動を同時に全国的に発展せし
むるために文に各地方の支部乃至各労働団体の奮起を促すこと

三、同時に各地方に於ける直接地方(例へば近畿、中部、四国、九州、東北、東北
等)の如く請願運動地方実行委員会を以て請願運動実行に附す
る一つの組織委員会を組織せしめ支部の態度決定に備はること

四、労働運動地方実行委員会は其の地方に於て労働農民党の大会開議会
率の副議長者の配布等に於て大宣傳となりし副議長は之を以て系統
的に大衆の署名を募集すること

五、実行委員會と支部との關係